

カタール国民（一般旅券所持者）に対する数次有効の短期滞在査証の緩和

2019年4月

2019年4月1日から、査証事務を取り扱う全ての在外公館において、一般旅券を所持し、かつ一定の要件を満たすカタール国民に対して、以下のとおり短期滞在数次査証の発給を行います。

詳細については以下のとおりです。

1 渡航目的及び対象者

(1) 渡航目的

「出入国管理及び難民認定法」上の在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動。

(2) 対象者

カタール政府発行のICAO標準のMRP又はIC一般旅券を所持し、かつ、数次査証の発給を希望するカタール国民。

(3) 対象公館

査証事務を取扱う全ての在外公館

2 発給要件

以下のいずれかに該当する者

(1) 十分な経済力を有する有識者

(2) (1)の配偶者及び／又は子

(3) 商用目的の者

次のいずれかの要件を満たす者

ア 国営企業の常勤者

イ 株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者

ウ カタールに所在するドーハ日本人会等、日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者

エ 本邦、カタール又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ 過去1年間に3回以上又は過去3年間に10回の日本へ商用目的での渡航歴がある有識者

※旅券にある我が国の短期滞在査証及び上陸許可証印等で渡航歴を立証できること。

(4) 文化人・知識人等

次のいずれかに該当する者

- ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学（文学，法律学，経済学等）、自然科学（理学，工学，医学等）の研究者
- イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
※日本でいうこれら職業の者のように法律・経済・医療分野において高度な専門職に相当する程度の水準にある資格を有すること。
- ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
- オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
- カ 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

(5) 上記（3）（4）に該当する者の配偶者及び／又は子（以下「家族」という。）

3 査証の有効期間及び滞在期間

有効期間：5年

滞在期間：90日

4 必要な提出書類等

(1) 提出書類

- ア 十分な経済力を有する有識者（上記2（1））
 - (ア) 査証申請書（写真貼付 ※写真は6か月以内に撮影されたもの）
 - (イ) 旅券（ICA O標準のMRP又はIC一般旅券に限る。）
 - (ウ) 申請人の在職証明書または所属機関発行の身分証明書の写し（有効期限の記載のあるものに限る。）または年金所得証明書、預金通帳、納税証明書等
 - (エ) 数次の渡航目的を説明する資料
- イ 十分な経済力を有する有識者の家族（配偶者及び／又は子）（上記2（2））
 - (ア) 査証申請書（写真貼付 ※写真は6か月以内に撮影されたもの）
 - (イ) 旅券（ICA O標準のMRP又はIC一般旅券に限る。）
 - (ウ) 上記2（1）の者の家族（配偶者又は子）であることを証明する資料
 - (エ)（上記2（1）の者とは別に査証申請する場合）世帯主の在職証明書または所属機関発行の身分証明書の写し（有効期限の記載のあるものに限る。）または年金所得証明書、預金通帳、納税証明書等（上記ア（ウ））、（上記2（1）の者が本数次査証の発給を既に受けている場合）上記2（1）の者の数次査証の写し
 - (オ) 数次の渡航目的を説明する資料
- ウ 商用目的の者（上記2（3）に該当する者）

- (ア) 査証申請書（写真貼付 ※写真は6か月以内に撮影されたもの）
- (イ) 旅券（ICA O標準のMRP又はIC一般旅券に限る。）
- (ウ) 申請人の在職証明書
- (エ) 発給要件（上記2（3）ア～カ）を満たすことを証する資料
※上記2（3）カに該当する者である場合、所定の渡航歴が確認できる現有旅券
又は旧旅券等で差支えない。
- (オ) 数次の渡航目的を説明する資料

エ 文化人・知識人等（上記2（4）に該当する者）

- (ア) 査証申請書（写真貼付 ※写真は6か月以内に撮影されたもの）
- (イ) 旅券（ICA O標準のMRP又はIC一般旅券に限る。）
- (ウ) 申請人が上記2（4）ア～カのいずれかであることを証する資料
- (エ) 数次の渡航目的を説明する資料

オ 上記2（3）（4）の家族（上記2（5）に該当する者）

- (ア) 査証申請書（写真貼付 ※写真は6か月以内に撮影されたもの）
- (イ) 旅券（ICA O標準のMRP又はIC一般旅券に限る。）
- (ウ) 家族であることを証明する資料（本体者との婚姻、親子関係を証する婚姻証明書、出生証明書等）
- (エ) 本体者に係る発給済の数次査証の写し（本体者とは別に申請する場合）

(2) 追加資料

その他、審査上必要な場合には、上記4（1）以外の資料の提出を求めることがありますので、御了承願います。